

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和元年度決算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 80,479 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,673,108 千円

（単位：千円）

区分		令和元年度 決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	340,260	239,749	28,849	71,662	59,086
	高齢者福祉	178,827	2,915	24,281	151,631	
	児童福祉	822,151	390,244	47,448	384,459	
	母子福祉	31,924	7,379	10,465	14,080	
	（小計）	1,373,162	640,287	111,043	621,832	
社会保険	国民健康保険事業	64,799	36,924	0	27,875	14,300
	介護保険事業	10,428	0	0	10,428	
	後期高齢者医療事業	133,830	21,633	0	112,197	
	（小計）	209,057	58,557	0	150,500	
保健衛生	疾病予防	35,953	1,695	12,482	21,776	7,093
	母子保健	34,750	0	2,065	32,685	
	医療	20,186	0	0	20,186	
	（小計）	90,889	1,695	14,547	74,647	
合計		1,673,108	700,539	125,590	846,979	80,479

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。